



市政協力委員の皆様へのお知らせ

市政協力ニュースレター

■ 2018年 陽春号 ■

地域に関連する情報などを掲載していますので、保存して日々の活動にお役立てください。

市政の円滑な推進に

ご協力いただき

ありがとうございます

日頃から市政協力委員の皆様には、市民と市政のつなぎ手として、また、地域のリーダーとして、様々な方面から京都のまちづくりを力強く支えていただき、心から感謝申し上げます。

さて、今から150年前、京都府は明治維新で都の地位を失い、人口が激減する都市存亡の危機を迎えていました。そんな中、先人たちは全国初の小学校の創設や琵琶湖疏水の開削などに挑戦。これらを市民ぐるみで進め、今日の京都の発展の礎を築きました。

本年は、市民による市政が始まって120年の節目の年でもあります。東京一極集中、少子高齢化に伴う人口減少が進む今こそ、京都に息づく自治の精神を原動力に市民の

皆様と力を合わせれば、

京都の、さらには日本の明るい未来を切り拓くことができます。私はそう確信しています。

市政協力委員の皆様方、一層のお力添えをお願い申し上げます。



京都市長 山崎 達樹

市長・区長との
懇談会を開催

本市では、各学区の市政協力委員の代表の方々から、市政へのご意見等をお聞きするとともに、市政・区政方針や本市が抱える行政課題等をご説明し、京都のまちづくりに共汗で取り組んでいくよう市長・区長との懇談会を開催しています。皆様から頂いたご意見・ご要望をしっかりと受け止め、市政に活かしてまいります。

北区



出席者全員でテーブルを囲み、真剣に意見交換・情報共有が行われました。

地域課題の実情について意見交換を行うとともに、急増する「民泊の状況」について、勉強会を行いました。

上京区



テーマごとに2つのテーブルに分かれ、意見交換。和装での出席者も多くおられました。

「地域の空き家問題」と「自治会・町内会の合併」について意見交換を行いました。

左京区



出席者全員でテーブルを囲み、左京消防署・下鴨警察署から話を伺いました。

くらしの安心・安全に直結する「火災・特殊詐欺の発生状況とその対策」について、意見交換や情報共有を行いました。

中京区



小テーブルで模造紙を使い意見交換。たくさんの意見が出て、議論が盛り上がりました。

放置空き家に関する地域課題などについて、ワークショップ形式で、意見交換を行いました。

東山区



文化庁地域文化創生本部事務局（東山区）を招き、お話を伺いました。

「東山区における民泊対策」と「文化庁の京都移転」について、意見交換や情報共有を行いました。

山科区



各学区の自治連合会、行政機関、市長（写真中央左側）を交え、真剣な意見交換が行われました。

山科区内の環境問題、道路・交通問題、教育問題について意見交換を行いました。

下京区



小テーブルで模造紙を使い活発な意見交換が行われました。

「地域活動の担い手となる若者の定着促進」と「高齢者が活躍するための地域活動」について、意見交換を行いました。

南区



出席者全員でテーブルを囲み、真剣に意見交換・情報共有が行われました。

「みなみ力で頑張る！区民応援事業」などの重点事業と防災や民泊等について、意見交換を行いました。

右京区



藤田裕之・レジリエント・シティ京都市統括監（写真中央奥）を招き、お話を伺いました。

「地域の絆とレジリエンス」と「地域組織の新しいかたち」の講演を通じ、地域の在り方について勉強会を行いました。

西京区



出席者全員でテーブルを囲み、産業観光局農林振興室から話を伺いました。

京の食文化を支える京野菜の生産・流通・消費体制について勉強会を行いました。

伏見区



出席者全員でテーブルを囲み、意見交換・情報共有が行われました。

道路環境の改善や地域の活性化など、安心安全で賑わいのあるまちづくりに向けた課題について、意見交換を行いました。

ご活用ください

自治会・町内会役員向け「民泊」対応リーフレット

本市では、市民と観光客の安心安全を確保するとともに、地域の生活環境と調和し、京都らしいおもてなしが可能となるよう、民泊の適正な運営等に係る独自のルールを策定しました。



新しく民泊の営業が開始される場合、あらかじめ事業者から地域への周知・説明が行われます。

地域としてどのように対応したらよいのかというお問合せが多く寄せられていることから、地域の不安の解消、民泊との新たな関係づくりに向けて参考にしていただく事項をまとめた、自治会・町内会役員向けのリーフレットを作成しました。是非ご活用ください。（各区役所・支所で配布）

○自治会・町内会の取組についての御相談・地域コミュニティサポートセンター

電話：（２２２） ３０９８
又は、各区役所・支所地域力推進室まで

○民泊に関する通報・苦情・相談・問合せ…民泊通報・相談窓口

電話：（２２３） ０７００

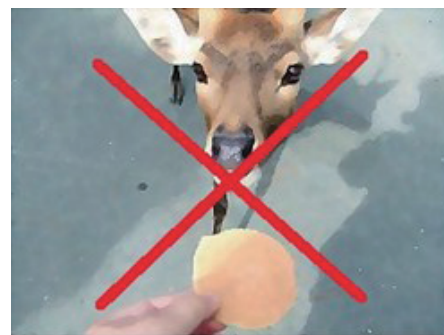
野生鳥獣による被害を防ぐには

京都市を包む三山には、イノシシ、シカ、サル等の野生動物が生息し、豊かな自然環境を示す一方で、これらの動物が人の生活圏に現れ、さまざまな被害を発生させています。

被害を未然に防ぐためには、野生動物を侵入させないことが一番です。

野生動物にエサをやる人がいたり、生ごみが散らかっていたり、木の实が放置されていたりすると、「ここはエサ場だ」と勘違いした動物がやってくるようになります。

野生動物と人がうまく棲み分け、共存していくために、地域と行政とが連携した取組が大切です。



京都市のホームページには、野生鳥獣・虫等に関するQ&A集を掲載しています。(京都市のホームページから、**野生鳥獣**で検索)

※市街地でイノシシ・シカ・サルを目撃した際は、各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当又は文化市民局地域自治推進室(TEL 222-3049)へご連絡ください。なお、直ちに危険を感じるような場合は、警察へ通報してください。



地域の絆で住みよいまちへ

3月・4月は「地域力アップキャンペーン月間」です

京都市では、引っ越しの多い3月・4月を「地域力アップキャンペーン月間」に設定し、自治会・町内会への加入促進をはじめ、地域力の向上に向けた様々な取組を実施しています。

○区役所・支所窓口で、転入手続きに来られた方への自治会等の加入の呼びかけ

転入手続で来られた方に、地域活動の魅力を知っていただけるよう、学区ごとの「地域活動の紹介チラシ」や「自治会・町内会への加入連絡票」などを配布して、自治会等への加入の呼び掛け、地域への取次ぎを行います。併せて、広域避難場所などを御確認いただくなど、地域の防災活動

への理解や参加を促進するため、「防災マップ(地震編・水災害編)」を配布しています。



学区紹介チラシ(一例)



防災マップ

○きょうと地域力アップおうえんフェアを開催!

3月4日(日)、ゼスト御池地下街で地域コミュニティの大切さとNPO法人の活動を「楽しく・分かりやすく」紹介するイベントを開催しました。当日は、楽しいステージやNPO法人等による体験・活動紹介ブースなどで賑わいました。



きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰式では22団体が表彰されました。

また、自治会・町内会等の地域団体が主体となって取り組む地域活動に協力するなど、地域力の向上に貢献されている事業者、NPO法人、大学等を表彰する「きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰式」を行いました。



NPO法人による体験・活動紹介ブース

お役立ちQ&A

Q 市政協力委員を次の方に引き継いだはずなのに市民しんぶんが届きませんでした。なぜですか？

A 新年度の市政協力委員の方に推薦書兼承諾書を提出していただいてから、改選に伴う事務処理を行うため、お届け先の変更が間に合わずに前年度の市政協力委員の方へ市民しんぶん等をお届けすることがあります。誠に恐れ入りますが、新年度の委員の方へ引き継いでいただきますよう、お願いいたします。



「市政協力ニュースレター」のバックナンバーは、京都市HP「京都市情報館」(市政協力 レター **検索**) からご覧いただけます。

世界一 安心安全なまちへ

京都市では、京都府警と連携し、地域の皆様との協働の下、世界一安心安全なまちづくりを進めています。

しかし、昨年の市内の振り込み詐欺等特殊詐欺の被害件数は、前年比2・2倍の221件、被害額も6億円に達しました。

また、高齢者の交通事故死、亡事故が多発しており、昨年、市内で亡くなられた方の約6割が65歳以上の高齢者です。

このような被害や事故を未然に防ぐため、京都市では地域の会合等に向いて、対策等を紹介する出前トークを実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

○問合せ先…文化市民局
くらし安全推進課
電話…(222) 3193

受付時間 午前9時～午後5時(平日)

消費生活相談 TEL 256-0800

面談による相談も受け付けています。

多重債務相談 TEL 256-3160	京都市民法律相談 TEL 256-2007 ※弁護士による法律相談を行っています。								
交通事故相談 TEL 256-2140	<table border="1"> <tr> <td>毎週月曜日(12名)</td><td>午後1時15分～3時15分</td></tr> <tr> <td>毎週火・木曜日(各8名)</td><td>午後1時15分～3時55分</td></tr> <tr> <td>毎週金曜日(14名)</td><td>午後1時15分～3時35分</td></tr> <tr> <td>毎月第2・第4水曜日(各18名)</td><td>午後6時～8時</td></tr> </table>	毎週月曜日(12名)	午後1時15分～3時15分	毎週火・木曜日(各8名)	午後1時15分～3時55分	毎週金曜日(14名)	午後1時15分～3時35分	毎月第2・第4水曜日(各18名)	午後6時～8時
毎週月曜日(12名)	午後1時15分～3時15分								
毎週火・木曜日(各8名)	午後1時15分～3時55分								
毎週金曜日(14名)	午後1時15分～3時35分								
毎月第2・第4水曜日(各18名)	午後6時～8時								
市政一般相談 TEL 256-2007	いずれも前の週の月曜午前9時から電話予約。 1人当たりの相談時間は20分(面談のみ) 京都市民法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。 受付方法は、各区役所・支所の地域力推進室法律相談担当にお問い合わせください。								
消費生活土日祝日電話相談(緊急時) TEL 257-9002 受付時間は午前10時～午後4時。電話相談のみ。	インターネット消費生活相談 http://kyoto-soudan.jp/								

出前講座をご利用ください! TEL 256-1110

消費生活専門相談員等が「悪質商法の手口と対処法」について出前講座を行います。

地域や団体で悪質商法などのトラブルに関する学習会を検討されている場合は、お気軽にご相談ください。

相談無料 《お気軽にご相談下さい!》

消費生活総合センター

地域の方から相談があった場合等にご紹介ください。



明治
150年
京都

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

- 地域の皆様へ情報発信いただければ幸いです。
このリーフレットの追加送付が必要な場合は、発行元までご連絡ください。
- 発行元：京都市文化市民局地域自治推進室
TEL：222-3049
FAX：222-3042
- 平成30年3月発行 京都市印刷物
第295022号